



# 栃木県公報

平成25年  
7月12日(金)  
号外  
第61号

## 目次

### 公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集	1
○同	2
○同	2

## 公 告

### ○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成25年7月12日

栃木県知事 福田 富 一

- 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - 名称  
栃木県総合文化センター
  - 所在地  
栃木県宇都宮市本町1番8号
  - 設置の目的  
県民の文化の振興及び福祉の増進
  - 規模等  
鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階地上3階  
敷地面積15,003.78㎡、延床面積20,719.50㎡
- 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - 管理の基準  
開館時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - 業務の範囲
    - 栃木県総合文化センターの施設の維持管理に関すること。
    - 有料施設等の利用の許可に関すること。
    - 栃木県総合文化センターの運営に関すること。
    - その他附帯する業務を行うこと。
- 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間とする。（予定）
- 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県総合文化センター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 指定申請の受付期間等  
平成25年8月12日（月）から同年9月13日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに同月13日午後5時15分担当部局宛て必着とする。）
- 担当部局  
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館7階  
栃木県県民生活部県民文化課文化振興担当

電話 028-623-2153 FAX 028-623-2121 E-mail bunka@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/education/bunka/bunkashisetu/h25shiteikanri.html>)

(県民文化課)

---

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成25年7月12日

栃木県知事 福田 富一

1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

とちぎ男女共同参画センター

(2) 所在地

栃木県宇都宮市野沢町4番地1

(3) 設置の目的

男女共同参画の推進を図り、もって豊かで活力ある社会の形成に資する。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上3階  
敷地面積30,992.76㎡、延床面積7,021.71㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

休館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① とちぎ男女共同参画センターの施設の維持管理に関すること。
- ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
- ③ とちぎ男女共同参画センターの運営に関すること。
- ④ その他附帯する業務を行うこと。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。（予定）

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基にとちぎ男女共同参画センター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成25年8月12日（月）から同年9月13日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに同月13日午後5時15分担当部局宛て必着とする。）

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館7階

栃木県県民生活部青少年男女共同参画課男女共同参画担当

電話 028-623-3074 FAX 028-623-3150 E-mail seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/system/honchou/honchou/seishonen-danjo-gyoseijouhou.html>)

(青少年男女共同参画課)

---

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成25年7月12日

栃木県知事 福田 富一

## I

- 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称  
栃木県井頭公園
  - (2) 所在地  
栃木県真岡市下籠谷99番地
  - (3) 設置の目的  
多様化し、増大する県民のレクリエーション需要に対応するための公園施設の提供
  - (4) 規模等  
開園面積93.3ha
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準  
開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① 栃木県井頭公園の維持管理に関すること。
    - ② 有料公園施設の利用の許可に関すること。
    - ③ 栃木県井頭公園の運営に関すること。
    - ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
平成25年8月13日(火)から同年9月12日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月12日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
- 7 担当部局  
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館14階  
栃木県県土整備部都市整備課事業管理担当  
電話 028-623-2473 FAX 028-623-2477 E-mail tseibi@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他  
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/index.html>)

## II

- 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称  
栃木県鬼怒グリーンパーク
  - (2) 所在地  
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺86番地1
  - (3) 設置の目的  
鬼怒川河川敷の有効活用及び県民の余暇ニーズに対応する活動拠点の提供
  - (4) 規模等  
開園面積136.5ha(うち指定管理者の行う管理の面積65.0ha)
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準  
開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① 栃木県鬼怒グリーンパークの維持管理に関すること。
    - ② 有料公園施設の利用の許可に関すること。

- ③ 栃木県鬼怒グリーンパークの運営に関する事。
- ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
平成25年8月13日(火)から同年9月12日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月12日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
- 7 担当部局  
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館14階  
栃木県県土整備部都市整備課事業管理担当  
電話 028-623-2473 FAX 028-623-2477 E-mail tseibi@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他  
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/index.html>)

## III

- 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称  
栃木県中央公園
  - (2) 所在地  
栃木県宇都宮市睦町2番50号
  - (3) 設置の目的  
都市における緑地空間の確保及び県民の余暇ニーズに対応する活動拠点の提供
  - (4) 規模等  
開園面積10.5ha(うち指定管理者の行う管理の面積9.5ha)
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準  
開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① 栃木県中央公園の維持管理に関する事。
    - ② 栃木県中央公園の運営に関する事。
    - ③ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
平成25年8月13日(火)から同年9月12日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月12日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
- 7 担当部局  
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館14階  
栃木県県土整備部都市整備課事業管理担当  
電話 028-623-2473 FAX 028-623-2477 E-mail tseibi@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/index.html>)

## IV

- 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称  
栃木県那須野が原公園
  - (2) 所在地  
栃木県那須塩原市千本松801番地3
  - (3) 設置の目的  
那須野が原における県民の余暇ニーズに対応する活動拠点の提供
  - (4) 規模等  
開園面積59.4ha（うち指定管理者の行う管理の面積56.9ha）
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準  
開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① 栃木県那須野が原公園の維持管理に関すること。
    - ② 有料公園施設の利用の許可に関すること。
    - ③ 栃木県那須野が原公園の運営に関すること。
    - ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。（予定）
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
平成25年8月13日（火）から同年9月12日（木）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに同月12日午後5時15分担当部局宛て必着とする。）
- 7 担当部局  
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館14階  
栃木県県土整備部都市整備課事業管理担当  
電話 028-623-2473 FAX 028-623-2477 E-mail tseibi@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他  
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/index.html>)

## V

- 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称  
栃木県みかも山公園
  - (2) 所在地  
栃木県下都賀郡岩舟町大字下津原1747番地1
  - (3) 設置の目的  
三毳山の一部を利用した県民の余暇ニーズに対応する活動拠点の提供
  - (4) 規模等  
開園面積165.9ha
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準  
開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① 栃木県みかも山公園の維持管理に関すること。

- ② 有料公園施設の利用の許可に関する事。
- ③ 栃木県みかも山公園の運営に関する事。
- ④ その他附帯する業務を行う事。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
平成25年8月13日(火)から同年9月12日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月12日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
- 7 担当部局  
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館14階  
栃木県県土整備部都市整備課事業管理担当  
電話 028-623-2473 FAX 028-623-2477 E-mail tseibi@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他  
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/index.html>)

## VI

- 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称  
栃木県日光だいや川公園
  - (2) 所在地  
栃木県日光市瀬川844番地
  - (3) 設置の目的  
日光の自然並びに悠久の歴史及び文化へいぎなう、日光地方生活圏における広域レクリエーション活動拠点の提供
  - (4) 規模等  
開園面積55.8ha
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準  
開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① 栃木県日光だいや川公園の維持管理に関する事。
    - ② 有料公園施設の利用の許可に関する事。
    - ③ 栃木県日光だいや川公園の運営に関する事。
    - ④ その他附帯する業務を行う事。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
平成25年8月13日(火)から同年9月12日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月12日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
- 7 担当部局  
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館14階

栃木県県土整備部都市整備課事業管理担当

電話 028-623-2473 FAX 028-623-2477 E-mail tseibi@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/index.html>)

VII

1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県とちぎわんぱく公園

(2) 所在地

栃木県下都賀郡壬生町大字国谷2273番地

(3) 設置の目的

創造性にあふれ、ゆめ多くやさしく、たくましいこどもを育てる公園施設の提供

(4) 規模等

開園面積37.2ha

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

開園日及び開園時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

① 栃木県とちぎわんぱく公園の維持管理に関すること。

② 有料公園施設の利用の許可に関すること。

③ 栃木県とちぎわんぱく公園の運営に関すること。

④ その他附帯する業務を行うこと。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県都市公園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成25年8月13日(火)から同年9月12日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月12日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館14階

栃木県県土整備部都市整備課事業管理担当

電話 028-623-2473 FAX 028-623-2477 E-mail tseibi@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h09/index.html>)

(都市整備課)